

平成 29 年 10 月
東京税関監視部・業務部

関係各位

検査指定票の取扱いについて

平素より税関業務に対し、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年 10 月 8 日から稼働される次期 N A C C S においては、税関が予備申告の段階で検査指定を行った場合、予備申告の時点で申告者（通関業者等）に検査指定票（運搬・倉主等用）が配信され、倉主へは本申告の時点で検査指定票（倉主等用）が配信されます。

このため、予備申告から本申告までの間に貨物情報（貨物管理番号、記号等）に変更があった場合には、配信済みの申告者（通関業者等）の検査指定票（運搬・倉主等用）と貨物情報の内容が異なるため、検査貨物の搬出の際には検査指定票の変更が生じた箇所を訂正しておく必要がありますので、事前に変更箇所を手書きで訂正のうえ検査指定を行った税関官署（輸出入申告官署の自由化を利用することにより、申告官署と蔵置官署とが異なる場合には、これらの官署のどちらでも訂正が可能です。）に訂正印の押印を申し出ていただきますよう宜しくお願いいたします。

【問合せ先】

東京税関

監視部

・検査総括部門

電話：03-3599-7017

業務部

・通関総括第 1 部門

電話：03-3599-6337